

今年 10 月から上下水道の使用料などが変わります

消費税法の改正に伴い、水道料金・水道加入分担金・メーターの使用料（水道）・公共下水道使用料・農業集落排水施設使用料と簡易排水処理施設使用料・市町村設置型浄化槽使用料が変更になります。新しい料金などは表のとおりです。新しい料金は今年 10 月 1 日から適用され、11 月請求分からは新料金となります。

問 水道課（水道に関すること）・下水道課（下水道に関すること）

メーターの使用料

口径	料金
20mmまで	110 円
25mm	231 円
30mm	385 円
40mm	440 円
50mm	3,300 円
75mm	3,740 円

水道加入分担金

メーター口径	水道加入分担金の額
13mm	14 万 3,000 円
20mm	22 万円
25mm	34 万 1,000 円
30mm	49 万 5,000 円
40mm	88 万円
50mm	143 万円
75mm	330 万円

水道料金（1 カ月につき） ※メーター使用料は別

料金区分 用途別	基本料金		超過料金	
	水量	料金	水量	料金 (1mにつき)
一般家庭用	10m ³ まで	1,540 円	10m ³ を超え 100 m ³ まで	154 円
			100 m ³ を超えるもの	187 円
営業用 (会社・官公庁 病院・学校など)	10m ³ まで	1,870 円	10m ³ を超え 100 m ³ まで	187 円
			100 m ³ を超えるもの	220 円
特殊用（一時用）	20m ³ まで	5,500 円	20m ³ を超えるもの	330 円

公共下水道使用料

区分	基本料金		超過料金	
	排除 汚水量	金額	排除 汚水量	金額
一般排水	10m ³ まで	1,320 円	1 m ³ につき	132 円

農業集落排水処理施設使用料 ・簡易排水処理施設使用料

基本料金 (月額)	人員割 (月額)
1,650 円	1 人あたり 660 円

市町村設置型浄化槽使用料


人槽区分	使用量の額 (月額)
5 人槽	4,400 円
7 人槽	5,170 円
8～10 人槽	6,270 円

**事業者の皆様！
仕入税額控除の方式が
変わります！**

2019年10月1日から消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。全ての事業者の方に関係があります。レジ導入などに対する補助金もあります。

8% 10%

詳しくはこちら
軽減税率 国税庁 検索



**2019年10月1日、
消費税・地方消費税の
税率は10%へ。**

※10%のうち2.2%は地方消費税です。

- 税率上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心して暮らせる社会にするために必要です。
- 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。
- 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

政府広報 消費税 検索

消費税増税に伴い、施設使用料などについても 10 月 1 日から値上げを行います。

利用料金については町ホームページでご確認いただくか、施設担当部署にお問い合わせください。



広告 広告に関するお問い合わせは、株式会社 和歌山毎日広告社 (☎ 073-423-9291 FAX073-428-2403)